

# 特定非営利活動法人石川県海外青年交流協議会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人石川県海外青年交流協議会（略称を「NPO法人海青協」もしくは「KAI SEI KYO」とする。）という。

2 この法人の英文名をISHIKAWA OVER SEAS YOUTH EXCHANGE ASSOCIATION（略称を「IYEA」とする。）とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市平和町1丁目3番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、県内青少年の海外派遣と海外からの青少年団体の受入、国際交流、国際協力に関する事業を行い、地域の若きボランティアリーダーを育成することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 研修を目的とした青少年を海外に派遣すること。
- (2) 研修を目的とした海外からの青少年団体を受け入れること。
- (3) 青少年の国際親善を行うこと。
- (4) 青少年の国際理解の普及を行うこと。
- (5) 青少年の国際教育を行うこと。
- (6) 外国の福祉向上及び災害復旧等のための支援を行うこと。
- (7) 県内留学生との交流及び生活の助言等支援を行うこと。
- (8) 社会教育の推進を図る活動及び国際協力の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行うこと。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、年間会費（初年度は入会金を年間会費

とみなす。)を納めている者。

(2) 準会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、年間会費を納めていないもの。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助金を納めた個人及び団体

(入会)

第7条 この法人に入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金、年間会費及び賛助金)

第8条 入会金、年間会費及び賛助金は、総会において別に定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は行方不明になったとき。
- (3) 賛助会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して年間会費を10年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の活動を利用して、宗教及び政治活動を行ったとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を事務局長、2人以内を事務局次長とする。

(選任等)